

社 団 法 人
青森県歯科医師会定款

昭和43年12月14日変更議決
昭和44年 1月 8日変更認可
昭和48年 9月 9日一部変更議決
昭和48年10月16日変更認可
昭和52年 4月22日変更認可
昭和57年 3月16日変更認可
昭和62年 3月 4日変更認可
平成 元年 8月 7日変更認可
平成 8年 9月26日変更認可
平成11年 8月11日変更認可
平成16年12月 1日変更認可
平成18年 4月 1日変更認可

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は、社団法人青森県歯科医師会と称する。
- 第2条 本会は、青森県を区域として本会で承認した会員で組織する。
- 2 本会は、日本歯科医師会に法人会員として加入するものとする。
- 3 本会に支部会を置く。支部会に関する規則は別に定める。
- 第3条 本会は、医道高揚、歯科医学、医術の進歩発展及び地域医療、公衆衛生の普及向上を図り、もって社会及び会員の福祉増進に資することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 一 医道高揚に関する事柄
 - 二 歯科医学、医術の進歩発展に関する事柄
 - 三 歯科医師研修教育に関する事柄
 - 四 地域医療、公衆衛生の普及、予防医学の研究及び指導に関する事柄
 - 五 歯科医業の合理化に関する事柄
 - 六 医療保険に関する事柄
 - 七 会員の福祉共済に関する事柄
 - 八 広報に関する事柄
 - 九 生保等保険料に関する事柄
 - 十 その他本会の目的を達成するに必要な事柄
- 2 前項各号の事柄を実施するに必要な規則は別に定める。
- 第5条 本会は、事務所を青森市青柳一丁目3番11号に置く。

第 2 章 会 員

- 第6条 本会の会員は、次の2種とする。
- 一 個人会員 日本で歯科医師の免許を受けた者
 - 二 法人会員 法人である郡市歯科医師会
- 2 会員は、歯科医学、医術の進歩発展と会員相互の福祉の向上に努めなければならない。
- 第7条 本会に入会しようとする者は、所定の入会金を添えて、別に定める入会申

- 込書を所属の支部会を経て本会に提出し、理事会の承認を受けるものとする。
- 第8条 会員は、その住所（法人会員にあっては所在地）氏名（法人会員にあっては名称）等届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を支部会を経て本会に届出しなければならない。ただし、支部会の所属に変更を生じたときは、変更前の支部会を経て届出るものとする。
- 第9条 会員の有する選挙権については、委任及び書面による行使は認めない。
2 法人会員については、選挙権を認めない。
- 第10条 会員は、第3条に定めた本会の目的に関する研究又は調査を本会に報告し発表することができる。
- 第11条 会員は、本会が発行する雑誌その他の印刷物の頒布を受け又は購入することができる。
- 第12条 会員は、本会の事業又は歯科医学、医術に関し本会へ意見を述べることができる。
- 第13条 会員は、本会所定の会費及び負担金を本会に納付する義務を負う。
2 会費、負担金の額及び徴収方法は、代議員会で決める。
- 第14条 会員は、本会を退会（他県転出を含む）しようとするときは、所定の届書を所属支部会を経て本会に提出しなければならない。
2 会員は、本会を退会しても既に納付した会費、負担金について返還の請求はできない。
- 第15条 各支部会又は日本歯科医師会で除名された者又はその身分を失った者は、同時に本会会員たる身分を失うものとする。
- 第16条 本会は、会員が1年以上又は1年分に相当する会費又は負担金を納付しないときは催告し、なお納付しないときは理事会の議決を経て退会させることができる。
2 前項により退会させられた者が、6ヶ月以内に未納金を納付したときは、理事会の承認を経て再度入会したものとする。ただし、退会后6ヶ月以上経過した場合の入会については、前項の未納金納付のうえ第7条の規定を適用する。
- 第17条 個人会員にあっては、次の一号から四号に、法人会員にあっては、次の二号から四号の何れかに該当するものは、戒告又は除名することができる。
一 歯科医師としての職務をけがしたもの
二 本会の体面をけがしたもの
三 本会の綱紀を乱したもの
四 会員としての義務を怠ったもの
2 前項に規定する戒告は、代議員会の議決をもって行い、除名は、代議員会及び総会の議決を経るものとする。
3 前項により除名したときは、その氏名（法人にあっては名称）及び理由の概要を主務官庁、日本歯科医師会、所属支部会及び当該会員に通知する。
4 本条の裁定にあたっては、当該会員に弁明の機会を与えるものとする。その通知は、裁定審議委員会の5日以上前に会長が文書をもって行う。
- 第18条 25年以上引続き本会の個人会員であって満70歳に達した者は、敬意を表するため終身会員とする。（ただし、大正15年8月15日本会設立より起算する。）
2 前項に関する規則は別に定める。

第19条 本会に準会員を置くことができる。

2 前項に関する規則は別に定める。

第3章 役員及び代議員

第20条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 2名

専 務 理 事 1名

常 務 理 事 4名以上6名以内

理 事 20名以上23名以内（会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。）

監 事 4名（うち1名は外部監事とする。）

2 専務理事及び常務理事は、理事の互選により決める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 役員は、代議員を兼ねることはできない。

第21条 本会に次の代議員及び予備代議員を置く。

代 議 員 28名以上31名以内（うち代議員会会長、代議員会副会長を各1名互選する。）

予備代議員 28名以上31名以内

第22条 会長、副会長、監事、代議員及び予備代議員は、別に定めた選挙規則により選挙する。ただし、外部監事については、本会の事業内容及び会計事務に精通している学識経験者の中から代議員会において選任する。

2 理事については、会長が推薦し代議員会で承認して決める。

第23条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め理事会で決めた順位によりその職務を代理し、欠けたときはその職務を代行する。

3 専務理事は、会長の旨を受けて会務を掌理し会長及び副会長共に事故あるときは、その職務を代理し、共に欠けたときはその職務を代行する。

4 常務理事は、会長の旨を受けてその担当事務を掌理して専務理事を補佐し、専務理事に事故あるときは、予め常務理事間で決めた順位に従いその職務を代理し、欠けたときはその職務を代行する。

5 前各項に定められた以外の理事は、会長の旨を受けて会務を分掌し、常務理事に事故あるときは、予め理事会において決めた順位に従いその職務を代理し、欠けたときはその職務を代行する。

6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

第24条 会長は、総会又は代議員会の議決を要する事柄であっても緊急必要があると認めたときには、応急処分することができる。

2 前項により応急処分した事柄は、次の総会又は代議員会で承認を受けなければならない。

第25条 役員、代議員及び予備代議員の任期は、各3年とし選任された年の4月1日に始まる。

第26条 会長、副会長、監事（外部監事を除く。）、代議員及び予備代議員に欠員を生じたときは、第20条、第21条及び第22条の規定により補欠選挙をしなければならない。

ただし、残任期間が6ヶ月未満のときは、この限りではない。

- 2 補欠選挙により就任した役員、代議員及び予備代議員の任期は、その前任者の残任期間とする。

第27条 役員、代議員及び予備代議員は、任期が満了した場合でも後任者が就任するまではその職務を行う。

第28条 役員に費用、報酬及び退職金を支払うことができる。

- 2 前項に関する規則は別に定める。

第4章 名誉会員、顧問及び委員

第29条 本会に名誉会員を置くことができる。

- 2 名誉会員は、内外人たるを問わず、本県歯科医学及び歯科医業の指導発展に功労ある者につき、代議員会の議決を経て会長が推薦する。

第30条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応え、代議員会又は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第31条 本会に委員を置く。

- 2 委員の構成、任務及び任期等に関する規則は別に定める。

第5章 会 議

第1節 総 会

第32条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

- 3 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に招集する。

第33条 会長は、会員若しくは代議員の3分の2以上又は監事総員から会議の目的たる事柄とその理由を付して、臨時総会の招集の要求があった場合には、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

第34条 総会の招集は、開催10日前に会議の目的、日時及び場所を文書で会員に通知することによってこれを行う。ただし、緊急の場合は、民法第62条により5日前までこれを短縮することができる。

第35条 次の事柄は、総会において議決又は報告を要する。

一 議決を要するもの

イ 定款の変更

ロ 決 算

ハ 除名処分

二 報告を要するもの

イ 会務及び事業の概要

ロ 予 算

ハ 入会金、会費及び負担金の額

ニ 寄附された金品の収受及び使途

ホ 基本財産及び特別会計に関する事柄

ヘ 借入金（その年度内に償還するものを除く）に関する事柄

ト その他重要な事柄

第36条 総会は、会員の4分の3以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を含む。

- 第37条 総会の議長及び副議長は、その都度出席した会員から各1名を選出する。
- 第38条 総会の議決は、出席者の多数決による。可否同数のときには議長が決める。
- 2 定款の変更の議決は、会員の4分の3以上の同意がなければならない。
- 第39条 会長は、総会で議決した事柄を会員に知らせなければならない。
- 第40条 総会の議事運営に関する規則は別に定める。

第2節 代議員会

- 第41条 本会に代議員会を置く。
- 2 代議員会は、代議員をもって組織する。
- 3 代議員会の成立は、5分の4以上の代議員の出席を必要とする。
- 4 代議員会の議決、承認は、出席代議員の多数決による。
- 第42条 代議員に事故あるときは、予備代議員がその職務を代行する。
- 第43条 代議員会は、会長がこれを招集する。
- 2 前項の招集については、第33条及び第34条の規定を準用する。
- 第44条 代議員会の議長には、代議員会会長が、副議長には代議員会副会長がその任にあたる。
- 2 代議員会副議長は、代議員会議長を補佐し、代議員会議長に事故あるときは、その職務を代理し、欠けたときはその職務を代行する。
- 第45条 次の事柄は、代議員会の議決又は承認を要する。
- 一 定款の変更、運営細則及び諸規則の制定、変更
 - 二 役員選挙
 - 三 事業計画並びに予算及び決算
 - 四 入会金、会費及び負担金の額並びに徴収方法
 - 五 寄附された金品の收受及び用途に関する事柄
 - 六 基本財産及び特別会計に関する事柄
 - 七 借入金（その年度内に償還するものを除く）に関する事柄
 - 八 新規事業の設定及び継続事業の費用の増減、期間の短縮、延長又は打ち切り並びにその状況
 - 九 名誉会員、顧問、理事、委員の推薦及び委嘱の承認
 - 十 裁定に関する事柄
 - 十一 その他重要な事柄
- 第46条 役員は、代議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第3節 理事会

- 第47条 理事会は、会務を処理する機関であって、会長は随時必要な場合にこれを招集しその議長となる。
- 2 理事の過半数又は監事総員から理事会の招集の要求があったときは、会長は速やかに招集しなければならない。
- 3 理事会の成立は、過半数の理事の出席を必要とする。
- 第48条 次の事柄は、理事会の議決を要する。
- 一 総会の招集及びこれに付議する事柄
 - 二 代議員会の招集及びこれに付議する事柄
 - 三 支部会会長連絡協議会の招集及びこれに付議する事柄
 - 四 その他会務に関する事柄

第49条 監事は、理事会に出席して質問し又は意見を述べることができる。

ただし、表決に加わることはできない。

第50条 理事会の議決、承認は出席者の多数決による。ただし、可否同数のときは議長が決める。

第4節 常務理事会

第51条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって組織する。

2 会長は、随時必要な場合にこれを招集し、その議長となる。

第52条 会長は、理事会の議決を要する事柄であっても緊急必要があると認めたとときは、常務理事会に諮り応急処分することができる。

第53条 常務理事会で応急処分した事柄については、次の理事会で承認を受けなければならない。

第5節 支部会会長連絡協議会

第54条 本会に支部会会長連絡協議会（以下支部会会長会という）を置く。

第55条 支部会会長会は、本会の運営に関する重要な事柄を協議し、本会と支部会及び各支部会相互の連絡協調をはかり、本会の事業を推進する機関とする。

第56条 支部会会長会は、理事会の議決を経て会長が招集し、その議長となる。

第6節 委員会

第57条 本会に第4条に定めた事業を行うため常任委員会を置く。

2 前項に定める委員会のほか、その目的に従い臨時委員会、特別委員会を置くことができる。

3 委員会は、それぞれの委員をもって組織する。

4 委員会の種類、構成及び任務その他必要な規則は別に定める。

第6章 会計及び財産

第58条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第59条 本会の経費は次の収入による。

- 一 会費
- 二 会員の負担金
- 三 刊行物による収入
- 四 寄附金
- 五 前年度よりの繰越金
- 六 その他の収入

第60条 年度末の総収入から総支出を差し引いて残余があれば、繰越金として次年度の予算に編入する。

第61条 用途を決めて寄附された金品は、その用途に用い、決められていないものは代議員会に諮って用途を決める。

第62条 数年を期して行う事業の継続費として総額を定めたものは、毎年度の支出残を事業完成年度まで逐次繰越し使用することができる。

第63条 会計、財産の管理及び監査に関する規則は、代議員会の議決を経て、別に定める。

第7章 事務局及び職員

第64条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の構成及び職員の給与等その他必要な規則は別に定める。

第 8 章 解 散

第65条 本会を解散しようとするときは、総会において会員の4分の3以上の議決を経、かつ主務官庁の認可を受けなければならない。

2 本会が解散したときには、基本金及び財産はこれを会員に配分してはならない。

3 基本金及び財産は、総会又は代議員会において選出した精算委員会の決定に基づいて、歯科医事、医学教育及び研究に使用されなければならない。

附 則

1 この改正定款は主務官庁から認可された日から施行する。

2 本定款認可当時の会員は定款第8条による承認を得たる会員と見做す。

3 この改正定款認可当時の役員の任期は改正前の定款の任期とする。

附 則

この定款は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、主務官庁から認可された日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

1 この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

2 この定款の改正により、新たに就任した理事の任期は、第26条の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成8年9月26日から施行する。

附 則

この改正定款は、平成11年8月11日から施行する。

附 則

この改正定款(第5条)は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この改正定款は、平成18年4月1日から施行する。